

一般財団法人長崎県子ども会育成連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長崎県子ども会育成連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

(加盟団体)

第3条 この法人の加盟団体は、長崎県内各市町の加盟登録した会員で構成された単位子ども会並びにその子ども会が所属する市町子ども会連合体とする。

2 この法人の加盟団体になろうとするものは、理事会が定めるところにより申込みをしなければならない。

3 加盟団体は、理事会において別に定める会費を支払う義務を負う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、県下の子ども会の連絡協調と活動内容の充実を図り、心身ともに健全な少年の育成と、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 子ども会活動の指導及び育成
- 2 子ども会指導者・育成者の養成
- 3 子ども会を発展させるための機関紙・各種資料の作成配付
- 4 子ども会関係機関・団体との連絡調整
- 5 子ども会活動中の事故に対する見舞金の給付
- 6 優良団体及び個人の表彰
- 7 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 保有財産から生じる果実
- 3 補助金及び加盟団体の会費
- 4 寄付金品
- 5 事業に伴う収入
- 6 その他の収入

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で、基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、評議員会において評議員の過半数の決議を得なければならない。

(財産の管理)

第9条 この法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は郵便局もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債・公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸貸対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(職別・選任)

- 第14条 この法人に次の役員をおく。
- 理事 5名以上10名以内
 - 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、加盟各市町子ども会連合体より推薦された者を評議員会において選任する。
 - 5 会長及び副会長は、理事会で理事の中から選任する。
 - 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表するとともに会務を統括し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。

- 第16条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。また、評議員会へ報告する義務を負うとともに、理事会への出席義務を有する。

(任期)

- 第17条 役員は任期は2年とし、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠によって選任された役員は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第18条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬)

- 第19条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員

(選任)

- 第20条 この法人には、評議員をおく。
- 2 評議員は、15名以上25名以内とする。
- 第21条 評議員は、加盟各市町子ども会連合体から推薦された者を、評議員会によって

選任する。評議員の選任及び解任は、(法人法第 179 条から第 195 条までの規定に従い、) 評議員会において行う。ただし、選任にあたっては、加盟市町子ども会連合会から推薦された者の中から行うものとする。

2 評議員は、理事、監事をかねることができない。

(職務)

第 2 2 条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(任期)

第 2 3 条 評議員の任期は 4 年とし、選任後、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 評議員は、第 20 条第 2 項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第 2 4 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 評議員会

(構成)

第 2 5 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 2 6 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 不動産の買い入れ、基本財産の処分、または担保提供についての事項
- (5) 定款の変更
- (6) その他、評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 2 7 条 評議員会は定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 評議員は、評議員会の権限に属する事項であれば、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を会長に請求することができる。

4 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的・内容並びに日時・場所を文書で通知しなければならない。

5 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(定足数及び決議)

第28条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 評議員会の普通決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 普通決議の内容は次に掲げる事項のほか、法令に定めるところによるものとする。
 - (1) 理事の選解任及び監事の選任
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 残余財産の帰属
 - (4) 定款に規定する決議事項
- 4 評議員会における特別決議については、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の賛成をもって行う。
- 5 特別決議の内容は次に掲げる事項のほか、法令に定めるところによるものとする。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 解散後の継続

(決議の省略)

第29条 前条の規定にかかわらず、理事が評議員会の決議事項について提案したとき、当該提案について評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については法令に定めるところにより議事録を作成し、出席者のうち2名の議事録署名人及び議長の計3名が記名押印のうえ、これを保存する。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長及び副会長の選定又は解職
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の決定
- (4) 不動産の買入れ、基本財産の処分、または担保提供についての事項
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) その他、この法人の業務に関する事項で、理事会で決議することが必要な事項

(開催及び招集)

第33条 理事会は定時理事会として毎年度5月と3月の年2回開催するほか、必要があ

- る場合に開催する。
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 4 会長以外の理事から、会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的・内容並びに日時・場所を文書で通知しなければならない。
 - 6 理事会の議長は会長とする。

(定足数及び決議)

- 第34条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第35条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議事項について提案したとき、当該提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印のうえ、これを保存する。

第8章 専門委員・専門委員会

(専門委員)

- 第37条 この法人に、子ども会の活動内容について専門的に調査研究し、子ども会活動の活性化を図ることを目的として専門委員を置く。
- 2 専門委員は、この法人が実施又は参加する事業の企画・運営に関して、専門的な立場から指導助言を行う。
 - 3 専門委員は、会長の求めに応じて理事会及び評議員会に出席することができ、また、必要に応じ意見を述べることができる。

(構成)

- 第38条 専門委員は、学識経験者の中から、若干名を会長が委嘱する。

(任期)

- 第39条 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専門委員会)

- 第40条 専門委員会は、会長、専門委員、事務局長をもって構成し、委員長、副委員長を選出する。
- 2 専門委員会は、会長が招集し、委員長が総理する。

(職務)

- 第41条 専門委員会は、次の諮問事項につき検討、協議し、答申する。

- (1) 指導者養成等に関する事。
- (2) 子ども会活動に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) その他子ども会活動の重要事項に関する事。

(委任)

第42条 その他、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員会において定める。

第9章 顧問及び相談役

- 第43条 この法人には顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、会長及び理事会の諮問に応じ、意見を述べる。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局をおき、事務局長及び職員をおく。
- 2 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(諸表簿の備え付け)

- 第45条 事務局には次に掲げる諸表簿を備え置くものとする。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事、評議員、専門委員、事務局職員の名簿及び履歴書
 - (3) 理事、監事、評議員、専門委員、事務局職員の異動関係書類
 - (4) 加盟団体の登録の記録
 - (5) 許可、認可など登記に関する書類
 - (6) 事業実施状況の記録
 - (7) 収入及び支出に関する帳簿とその証拠書類
 - (8) 財産、負債及び正味財産の状況を表す書類とその証拠書類
 - (9) その他必要な帳簿及び書類

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会において評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第21条1項についても適用する。

(解散及び残余財産の処分)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ

の他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体若しくはこの法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を要することができない場合は、官報による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設定する登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、中島公彦とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、評議員選定委員会が選任した下記の20人とする。

①朝長 聖治	②鎌田乃里子	③上田すず子	④石場加代子
⑤一世 孝幸	⑥浦川 諒	⑦山田 晴子	⑧春田 新一
⑨齊藤弥寿孝	⑩堀口 弘	⑪廣田 恵吾	⑫横尾 幸治
⑬原賀 壽昭	⑭田中 直登	⑮島 彰徳	⑯田島 信弘
⑰諸隈啓一郎	⑱浦 幸一郎	⑲戸田 文生	⑳中野 博喜
- 5 第14条2を平成27年5月15日の評議員会で変更し、平成27年5月15日より施行する。
- 6 第14条2を平成30年6月1日の評議員会で変更し、平成30年6月1日より施行する。